

報道発表

平成17年8月26日
財 務 省

国庫金の効率的な管理について

国庫金は、その受払いの時期が様々であるため、国庫収支は時期によって資金不足や資金余剰が生じる。財務省としては、このような国庫収支の過不足の調整を行い、国庫金の効率的な管理に努めてきているところであるが、今般、次のような施策を実施し、その取組を強化する。

1. 普通交付税（4月、6月、9月及び11月に交付）について、交付日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とする。
平成17年9月分から実施する（平成17年9月2日交付）。
2. 個人向け国債（1月、4月、7月及び10月の原則10日発行）及び2年物国債（毎月の原則20日発行）について、発行日を原則15日（偶数月は年金支給日に該当）とする。
個人向け国債については、平成18年1月発行分から、2年物国債については、平成17年10月発行分から、それぞれ実施する。
3. 各行政機関に対し、支払日が法定されていない歳出金等について、支払日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とするよう、速やかに文書にて協力を要請する。

連絡・問合わせ先

財務省 理財局 国庫課 国資第1係

電話：03-3581-4111（内線 5430）

財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp>

報道発表

平成17年9月30日
財務省

支払日が法定されていない歳出金等の支払い状況について （「国庫金の効率的な管理について」の実施状況）

国庫金の効率的な管理の取組を強化するため、先般、「国庫金の効率的な管理について」（平成17年8月26日報道発表）を公表し、これに併せて、財務省より各行政機関に対し、支払日が法定されていない歳出金等について、支払日を原則月末から起算して2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とするよう協力を要請したところである。

これらについての平成17年9月（実績）及び10月（見込）の支払いの状況は、下記のとおりであり、引き続き、各行政機関に対し協力を要請していくこととしている。

記

1. 平成17年9月（実績）

・14日（源泉所得税の受入日）	地方特例交付金	7,590億円
・26日（国債発行日）	所得譲与税	5,580億円
・30日（国債発行日）	航空機燃料譲与税・特別とん譲与税	137億円

2. 平成17年10月（見込）

・4日（法人税・年金保険料の受入日）	国立大学法人運営費交付金	2,906億円
	（独）国際協力機構運営費交付金	400億円
	（独）科学技術振興機構運営費交付金	230億円
	（独）理化学研究所運営費交付金	196億円

（注）1. 50億円以上の大口の支払いを掲載した。

2. 平成17年9月（実績）においては、財政資金の大幅な受入超過日に支払日を充てた項目について掲載した。

連絡・問い合わせ先

財務省 理財局 国庫課 国資第1係

電話：03-3581-4111（内線 5430）

財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp>

平成 19 年 7 月 2 日
財 務 省

平成 17 年 8 月 26 日付「国庫金の効率的な管理について」の補足事項

平成 17 年 8 月 26 日付「国庫金の効率的な管理について」1. における租税・年金保険料の受入日は、前月末日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、当月の第 3 営業日目となります。具体的には別紙のとおりです。

連絡・問合わせ先
財務省理財局国庫課国資第 1 係
電話：03-3581-4111（内線 5430）
財務省ホームページ
<http://www.mof.go.jp>

4月、6月、9月及び11月の 租税・年金保険料の受入日

	4月	6月	9月	11月
平成19年度			4日(火)	2日(金)
平成20年度	2日(水)	4日(水)	3日(水)	5日(水)
平成21年度	2日(木)	3日(水)	2日(水)	5日(木)
平成22年度	2日(金)	2日(水)	2日(木)	4日(木)
平成23年度	4日(月)	2日(木)	2日(金)	2日(水)
平成24年度	4日(水)	4日(月)	4日(火)	2日(金)
平成25年度	3日(水)	4日(火)	4日(水)	5日(火)
平成26年度	2日(水)	4日(水)	3日(水)	5日(水)
平成27年度	2日(木)	3日(水)	2日(水)	5日(木)
平成28年度	4日(月)	2日(木)	2日(金)	2日(水)
平成29年度	4日(火)	2日(金)	4日(月)	2日(木)
平成30年度	4日(水)	4日(月)	4日(火)	2日(金)

(注)網掛けの部分は、前月末日が土曜日又は日曜日に当たる月である。そのため、租税等の納付期限が当月の第1営業日目となり、租税等の受入日はその2営業日後の第3営業日目となる。

※本資料は、平成19年6月末時点での関係法令に基づき作成している。

(主な租税関係法令)

・国税通則法(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)

第10条第2項

国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。)が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

(主な保険関係法令)

・厚生年金保険法(昭和三十九年五月十九日法律第一百五号)

第93条

この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

・国民年金法(昭和三十四年四月十六日法律第四十一号)

第103条

この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

・民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

第142条

期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。